

いじめが疑われる情報をキャッチしたらどう動く？

6月は子どもたち同士の関わりが深まることに加え、対人関係のトラブルも起こりやすい時期です。

生徒指導事案について、学校全体で組織的に対応することが基本となりますが、特に、**丁寧な初期対応**が重要です。

【いじめの定義】「いじめ防止対策推進法 第2条」より「いじめ」とは、〈略〉当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

行為の軽重に関わらず、1回限りでも本人が「嫌だ」と感じたら、**いじめ**です。

いじめが疑われる事象が起こった場合の対応の流れ(例)

①いじめの発見

- 関係職員への連絡(学年主任、学年団との共有)
- 生徒指導担当者への報告。
(生徒指導担当者から管理職へ伝える。)
- 生徒指導担当者から関係教職員へ**聴き取り**の指示。

②情報集約・収集

- 生徒指導担当者による情報の集約。

③いじめの認知と指導方法の決定

- 生徒指導担当者から管理職へ報告。
- 管理職と生徒指導担当者等による正確な実態把握と速やかな協議。
- 学校いじめ対策組織等による認知、**対応方針等の決定**。

④組織によるいじめの対応

- 学校いじめ対策組織等による対応。
- 市町村・県教育委員会や関係機関との連携

⑤継続指導・経過観察

- いじめの解消に向けた取組。
- 日常的に注意深く観察。

⑥再発防止・未然防止活動

- 日常的に取り組むことの洗い出し。
- 「いじめを許さない学校づくり」に向けた計画。

安心・安全な学校づくりへの取組

最優先の業務として、即日のうちに対応

問題解決に向けた、組織的な対応



情報をキャッチした時には…

- ★ 「いじめかもしれない」という視点を持つ。
- 冷やかしかからかい □ 仲間はずし
- 児童生徒間暴力の報告 等



聴き取りの際には…

- ★ 当日中に、複数の教職員で行う。
- 教職員がいじめを受けた側、行った側を必ず守るという意思を示す。
- 「いつ・誰が・どこで・誰に・何をした」を確認し、時系列でまとめる。等
- ✗ 安易な仲直りや当事者同士の話し合いによる解決を促す指導

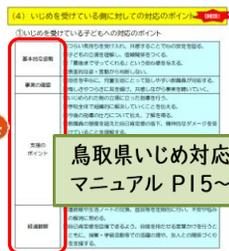


対応方針を考える際には…

- ★ 対象(いじめを行った子どもと保護者、いじめを受けた子どもと保護者、観衆や傍観者)に寄り添い丁寧に検討を行う。

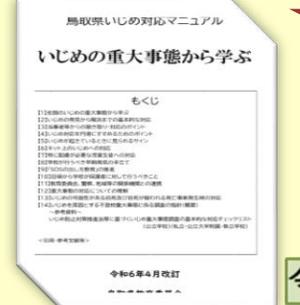
【子どもや保護者への対応のポイント】

- 基本的な姿勢
- 事実の確認
- 支援のポイント
- 経過観察



鳥取県いじめ対応マニュアル

対応の具体はこちらから！



令和6年4月改訂!

「いじめではないか」とアンテナを高くもち、子どもたちの様子を見取っていただくことは大変重要です。どんな小さなことでも、情報をキャッチしたら、学年団や養護教諭等に伝え、**情報共有の第一歩**を踏み出しましょう。

